

## 本巣市農業委員候補者及び本巣市農地利用最適化推進委員候補者の推薦 並びに募集要領

平成27年に農業委員会等に関する法律の一部が改正され、農業委員の選出方法が選挙制から市議会の同意を要件とする市長の任命制へと変更されております。

また、農業委員会の組織体制や役割などが見直され、農地等の利用の最適化を推進するための農地利用最適化推進委員を農業委員会の委嘱により設置することが義務付けされております。

これにより平成29年の改選より、農業委員候補者については市長が、農地利用最適化推進委員候補者については農業委員会がそれぞれ農業者、農業者が組織する団体その他関係者に推薦を求めるとともに、一般的な募集によりこれらの候補者を求め、各委員の決定をしております。

この委員につきまして、令和8年7月19日に任期満了となることから、各委員候補者を次のとおり求めます。

なお、推薦を受け又は応募していただいても必ずしもこれらの委員候補者に確定するとは限りませんのでご了承ください。

### 1 推薦及び募集の対象及び定数

- (1) 農業委員 19人
- (2) 農地利用最適化推進委員 19人

※農地利用最適化推進委員については、区域ごとの募集となります。区域については、別添の「担当区域一覧」をご覧ください。

### 2 推薦及び募集の期間

いずれも令和8年1月6日（火）から令和8年2月9日（月）まで

### 3 推薦及び応募の資格

推薦を受け又は応募できるのは、次に掲げる資格要件を全て満たしている方です。

- ① 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関しその職務を適切に行うことができる方
- ② 市の職員でない方
- ③ 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有していない方

※ただし、次のいずれかに該当する方は、推薦を受け又は応募することができません。

- A. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
- B. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

#### 4 推薦又は応募の方法

別添の「推薦書」又は「応募申込書」に必要事項を記入し、記名又は署名のうえ、締切日までに本巣市役所本庁舎2階農政課へ提出してください。

なお、郵送による提出も受け付けます。(締切日当日の消印有効)

また、提出された推薦書及び応募申込書は返却しませんのでご了承ください。

※ メール及びFAXによる提出は受け付けません。

※ 法律等の規定により推薦書及び応募申込書に記載された事項は、住所事項を除き、全て公表となりますのでご承知ください。

#### 5 候補者の選考

##### (1) 農業委員候補者の選定

推薦若しくは応募による候補者の総数が19人を超えた場合又は市長が必要と認めた場合は、選考委員会を設け候補者を選定します。

なお、必要に応じて面接を実施する場合があります。

##### (2) 農地利用最適化推進委員候補者

推薦若しくは応募による候補者の総数が19人を超えた場合又は農業委員会長が必要と認めた場合は、本巣市農業委員会が候補者を選定します。

なお、必要に応じて面接を実施する場合があります。

#### 6 選考結果の通知

選考結果は、令和8年3月～6月に本人宛に郵送通知します。

#### 7 個人情報の取扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

#### 8 任期

##### (1) 農業委員任命の日（令和8年7月20日）から3年

##### (2) 農地利用最適化推進委員委嘱の日（令和8年7月20日）から3年

#### 9 職務

##### (1) 農業委員

農地転用、農地の無断転用の防止・解消など農地法等に基づいて農業委員会の権限に属する事項のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などの農地の利用の最適化に関する事項についての調査、審議等が主な職務となります。会議（総会）

は、毎月1回（毎月25日）程度の開催となります。この会議（総会）とは別に、各区域における課題解決のための会議（地域会議）が毎月1回程度開催されております。また、必要に応じ研修会等にも出席していただく場合があります。

## （2） 農地利用最適化推進委員

農地の無断転用の防止・解消などを図るための調査等のほか、農業者や農業者が組織する団体等と話し合いを行い、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などを図るための調査等が主な職務となります。各担当区域における課題解決のための会議（地域会議）が毎月1回程度開催されております。毎月1回（毎月25日）開催される農業委員会の会議（総会）への出席は義務付けられておりませんが、この会議に出席し、報告等していただく場合があります。また、必要に応じ研修会等にも出席していただく場合があります。

## 10 身分及び報酬額

いずれも地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員で、本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬を支給します。

担当所属	本巣市農業委員会事務局 (本巣市産業経済部農政課内)		
事務局長	林	書記	杉江
電話番号	058-323-7755(内線2341)		
FAX	058-323-8101		
所在地	〒501-0491 岐阜県本巣市早野255番地		